

総合教育会議を通じた首長部局との 連携について

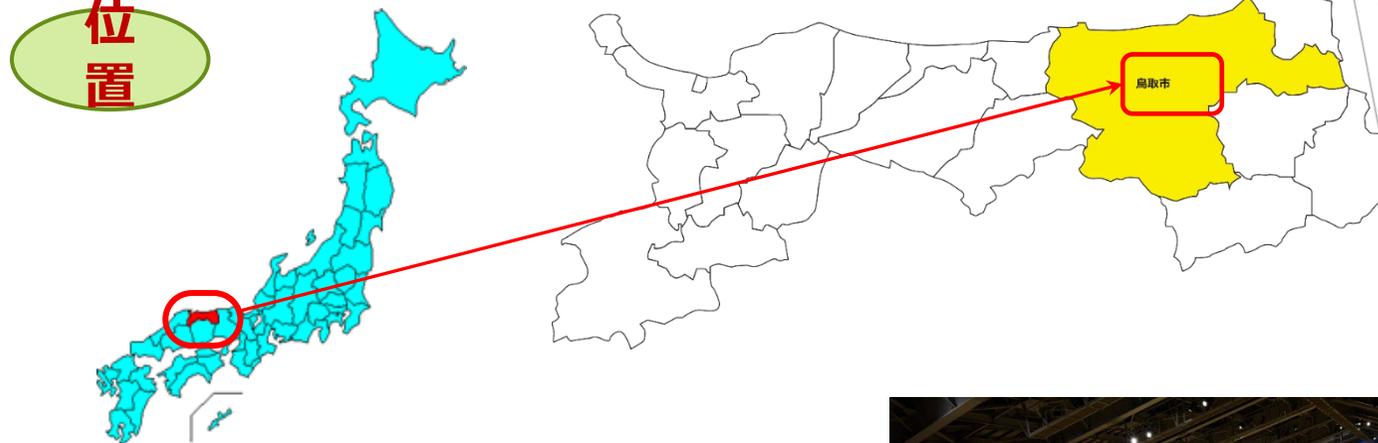


令和4年11月14日（月）

鳥取市教育委員会 副教育長 岸本 吉弘

鳥取市の紹介

位置



自然



鳥取砂丘

観光



鳥取市の概要

【鳥取市の概要】

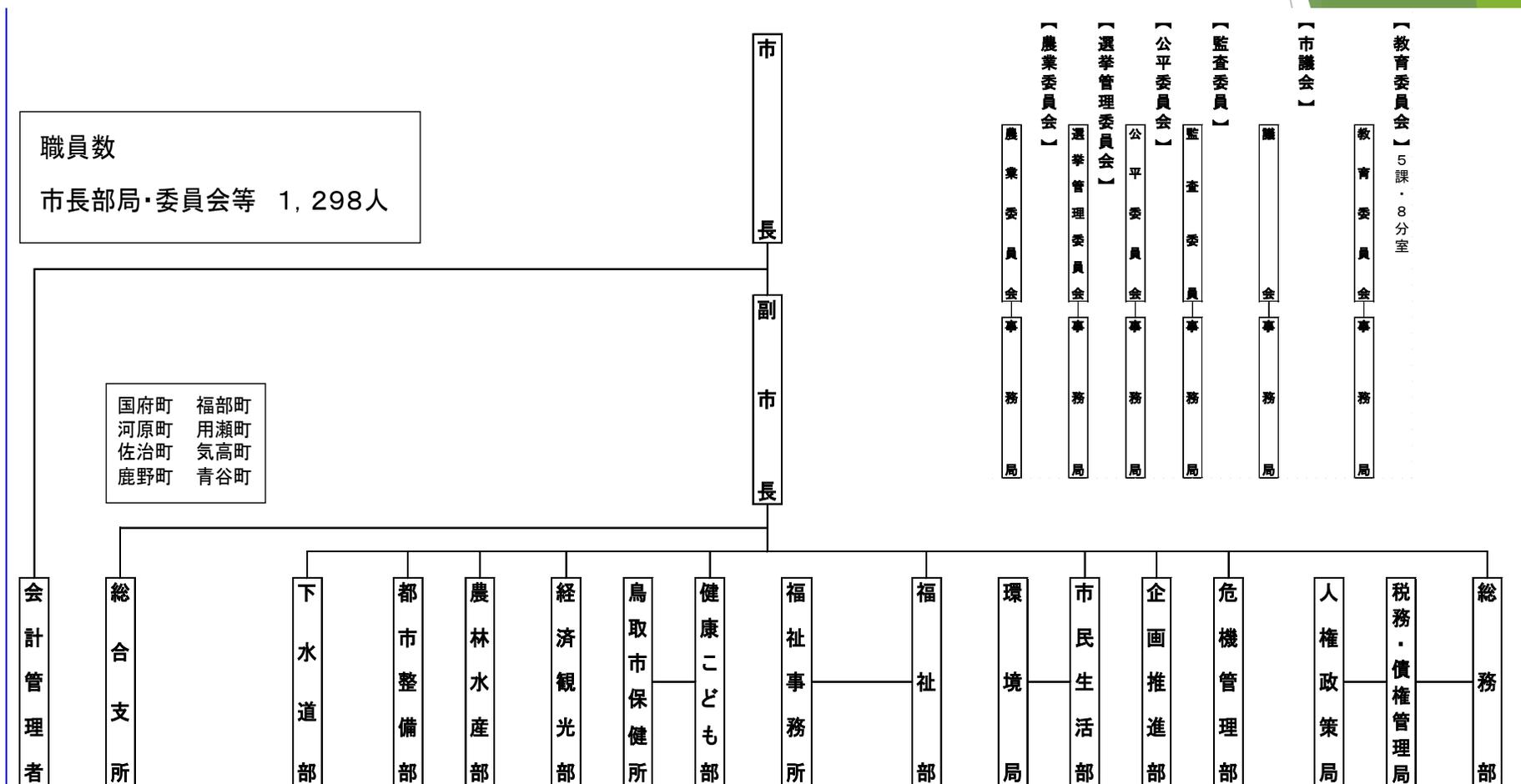
人口：185,390人（令和4年9月30現在）

面積：765.31km²

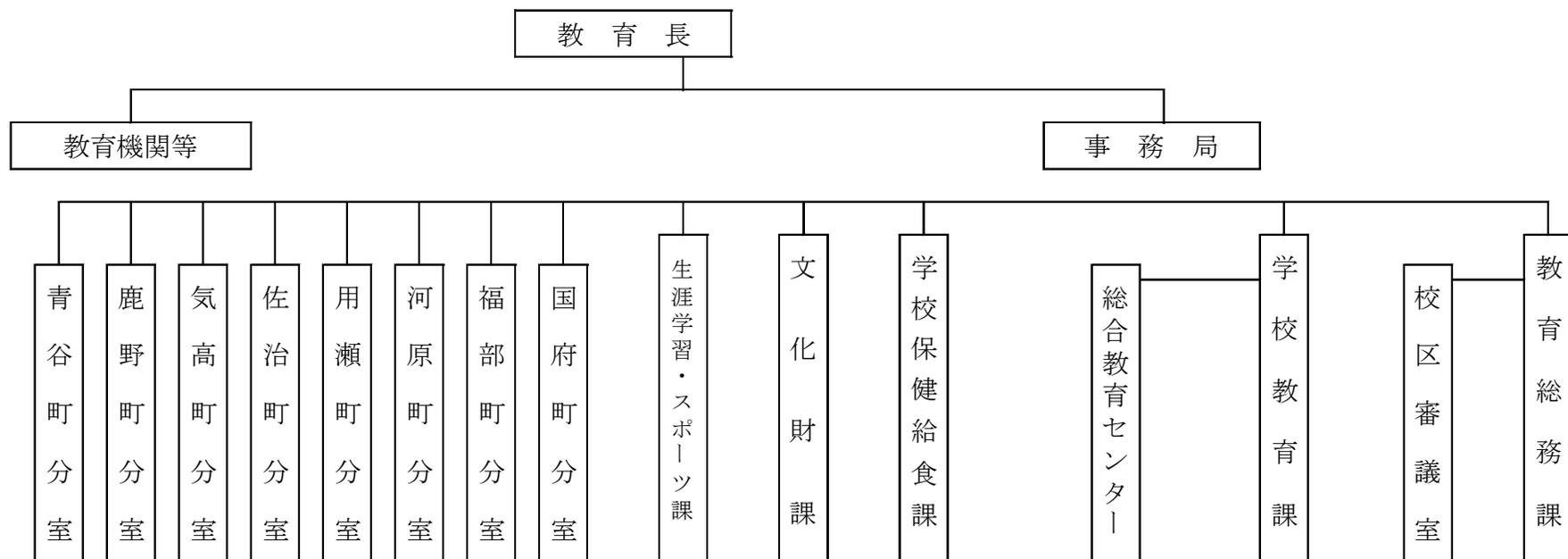
平成16年11月1日：8町村を編入合併

平成30年4月1日：中核市移行

鳥取市行政組織図（令和4年5月1日現在）



教育委員会組織図（令和4年5月1日現在）



鳥取市の学校の概要

学校数及び児童・生徒数 ※令和4年5月1日現在

小学校 39校（児童数 8,952名）

中学校 13校（生徒数 4,276名）

義務教育学校 4校（児童生徒数 769名）

（計13,997名）

児童・生徒数は、小学校が昭和58年（17,327名）、中学校が昭和62年（8,604名）をピークに減少傾向が続いている。

30人学級制の導入※県方針による

令和7年度にかけて小学校への30人学級制

（令和4年度は3年生に適用し、年次的に対象を拡大）

1 首長部局との連携について

福祉部局との連携による発達障がいを含めた様々な困難を抱える子どもたちへの支援体制の整備

2 教育等の振興に関する大綱の改定について

教育等の振興に関する大綱、教育振興基本計画策定に係る策定委員会の設置

1 首長部局との連携について

福祉部局との連携による発達障がいを含めた様々な困難を抱える子どもたちへの支援体制の整備

「鳥取市こども発達支援センター」の設置
～福祉部局の発達支援の取組と教育委員会の特別支援教育の取組との一元化～

(1) 設置の目的

○福祉と教育が一体となって、発達支援が必要な乳幼児期から18歳未満の児童とその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うことを目的とする。

教育委員会の指導主事が両方の併任辞令をもつことにより、福祉部局の保健師・保育士・心理相談員と緊密に連携し、きめ細やかな支援を総合的に継続して行うことで、保護者が安心して子育てができ、将来を見据えた（将来展望がもてるような）適切な支援をする。また関係機関との連携をより一層図り、専門的な相談の充実とネットワークの構築を推進できる体制づくりを行う。

(2) 設置の経過

○平成24年4月

児童福祉法の改正により、児童の相談・支援（療育等）の拠点として福祉部門に「こども発達・家庭支援センター」を設置

○平成28年4月

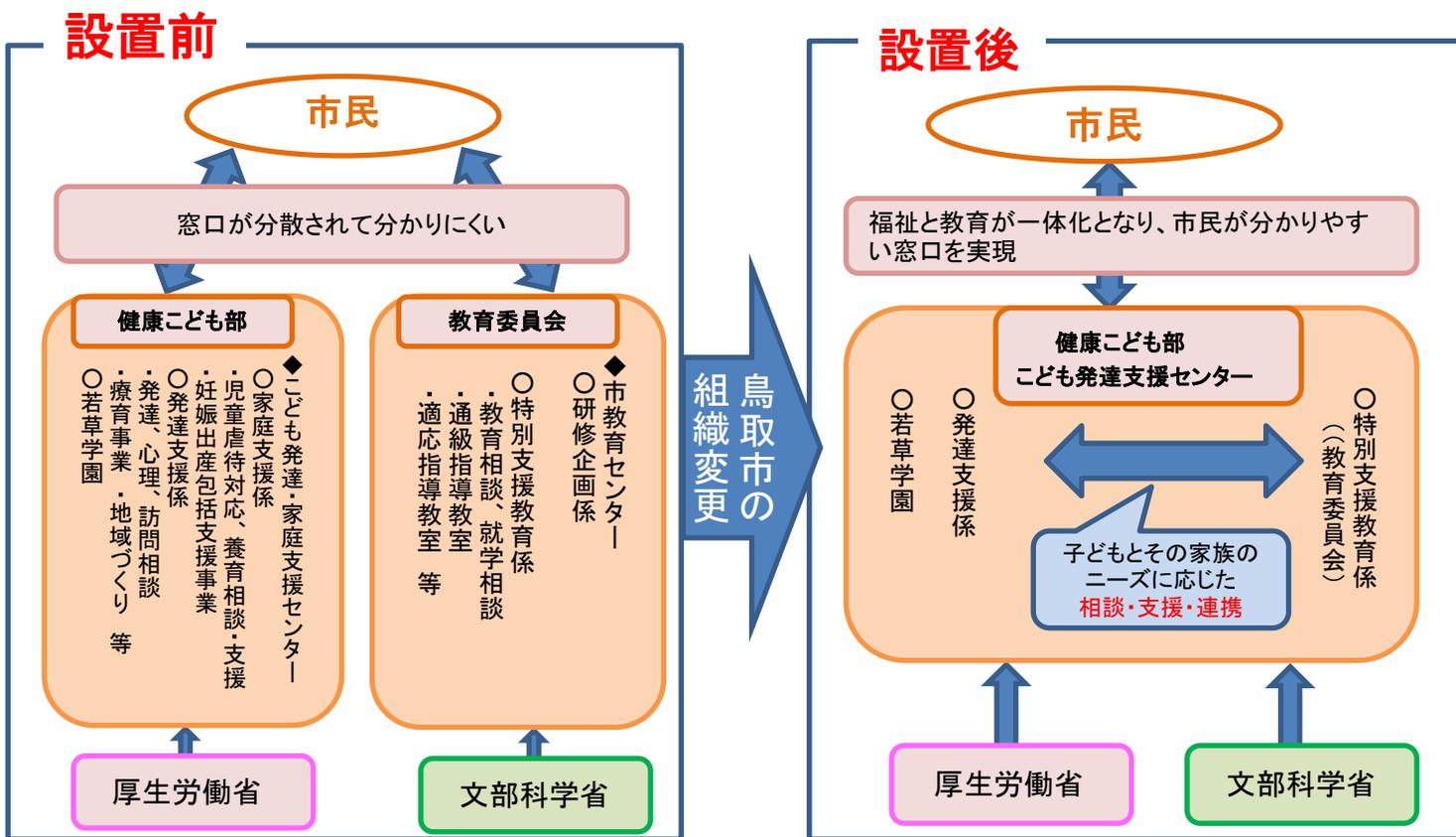
教育委員会は教育センター内に「特別支援教育係」を新設

○平成30年5月1日

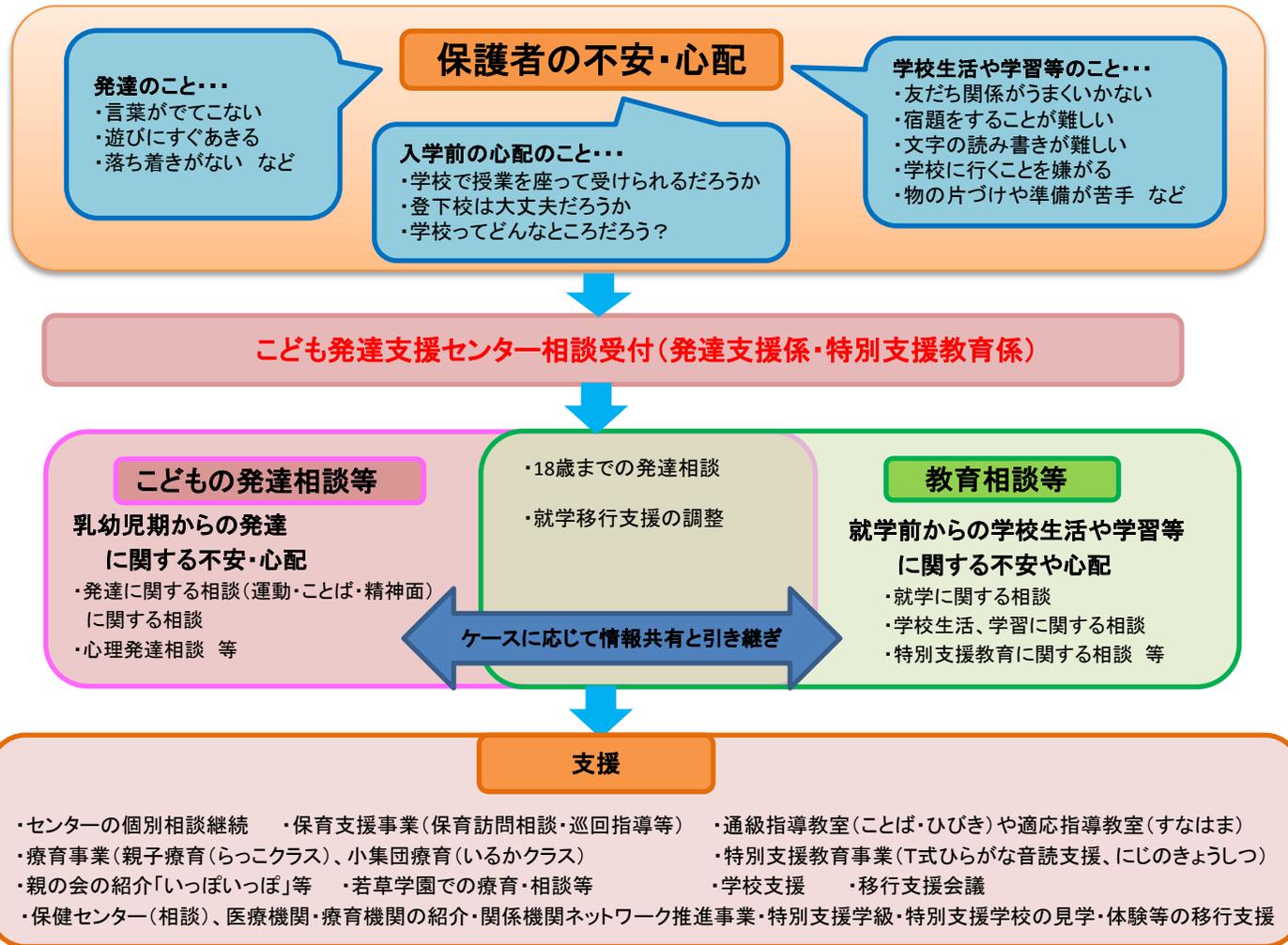
「鳥取市こども発達支援センター」を鳥取市教育センター施設内に設置し、福祉と教育が連携した支援の取組の推進と市民に分かりやすい発達相談、支援（療育）、教育相談等の拠点の窓口の一元化（ワンストップ）を図る。

発達支援と特別支援教育に関する 発達支援、支援(療育)、教育相談の窓口の一本化

組織機構の見直しにより、
平成30年5月から健康こども部に『こども発達支援センター』を設置



こども発達支援センターの相談体制



(3) 総合教育会議からの意見

(平成29年12月26日開催)

- ▶ 就学前の園から学校への引継ぎをしっかりとしてほしいと思う。
- ▶ 支援を必要とする家庭が増加している原因も探してほしい。
- ▶ 他都市のように中学校区単位など、各地域に分けて、きめ細かい支援も必要ではないか。
- ▶ 発達上の困難を抱える方に対して相談支援の仕組みがあることを周知していく必要がある

(4) 組織改編後の効果と今後の課題

(効果)

- ▶ 情報の共有や伝達、支援の過程や今後の方針を確認し合うことができるようになった。
- ▶ 早期からの相談支援体制の構築を図ることで、小学校入学に向けて不安を抱える子どもや保護者が見通しをもって、就学を迎えるケースが増えている。
- ▶ これまでどこにもつながっていなかった教育的ニーズのある子どもが、就学時健康診断をきっかけに様々な機関とつながることで、本人・保護者支援の体制づくりを進めることが出来ている。

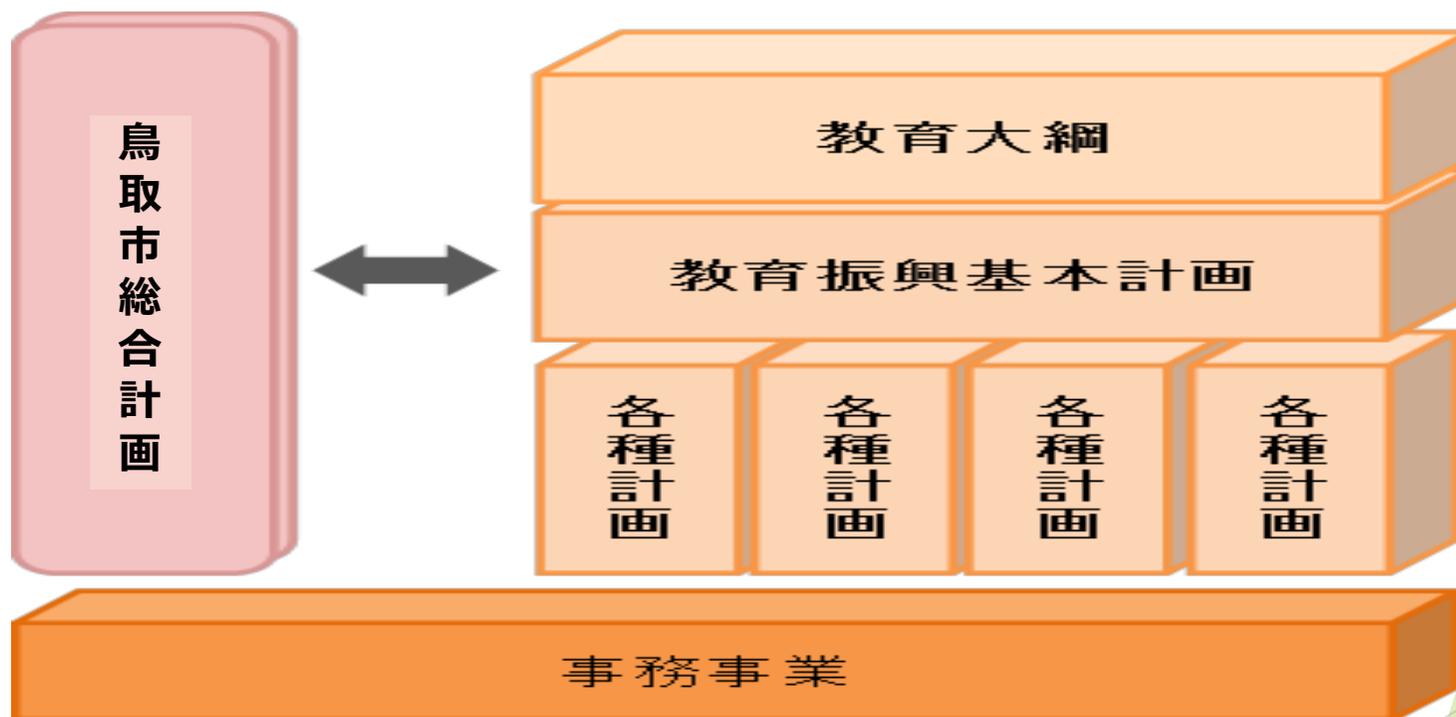
(課題)

- ▶ さらなる学校現場における特別支援教育の推進

2 教育等の振興に関する大綱・ 教育振興基本計画の改定について

教育等の振興に関する大綱、教育振興計画策定に係る策定委員会の設置について

教育等の振興に関する大綱、教育振興基本計画について



(1) 総合教育会議とは別に 検討会議を設置した背景

鳥取市教育大綱・教育振興基本計画策定委員会

策定委員会の設置のねらい

- ・各分野における専門的知見から意見をいただき、実情に即した鳥取市教育大綱・教育振興基本計画を策定すること。

(2) 策定委員会構成員

鳥取市教育大綱・教育振興基本計画策定委員会設置要綱より

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 市内の幼稚園、小中義務教育学校の保護者の代表者
- (2) 市内の小中義務教育学校の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 教育関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(3) 策定委員会に有識者が入る 利点、課題

(利点)

- ▶ 教育に関わる各団体の人に参加してもらうことにより、様々な意見を計画、大綱に取り入れることができる。
- ▶ 委員の中には子どもを学校に通わせる保護者も参加されており、一番近い当事者が参加することにより、子どもの教育に関して生の意見を反映させることができる。

(課題)

- ▶ 計画の進捗管理を判断する指標・目標値の設定について

(4) 今後の総合教育会議活用に関する課題、方針

- ▶ 扱うテーマ、課題については年度をまたいで継続的に協議していかねばいけないものもあるため、協議した案件の評価、進捗管理を確実に行うこと。
- ▶ 当該会議で議論された教育に関する課題等を全庁的に認識してもらうために、教育委員会から全庁に情報共有を図り、施策連携を図っていくことが重要。